

館山市公共施設マネジメント民間提案制度 運用指針

千葉県館山市
令和4年8月

目 次

1. 趣旨	1
2. 制度概要	1
3. 事業実施までの流れ	2
4. 提案の募集	3
5. 事前相談	3
6. 提案受付	4
7. 参加資格要件	4
8. 提案内容の要件	6
9. 審査・選定	7
10. 提案審査会（民間提案制度審査会）	8
11. 詳細協議	9
12. 随意契約・事業実施	10
13. その他	10

1. 趣旨

館山市では、人口減少など社会情勢の変化に対応した効率的な施設運営を実現するため、施設の有効活用と維持管理経費の最小化を図る取組（以下「公共施設マネジメント」という。）として、指定管理者制度の導入などに取り組んでいます。

公民連携による公共施設マネジメントをさらに推し進めるため、より自由な枠組みで、民間事業者等が有する独自のノウハウや強みを活かした提案を受け付け、事業化を検討する制度の運用に関し必要な事項を定めるものです。

2. 制度概要

(1) 制度名称

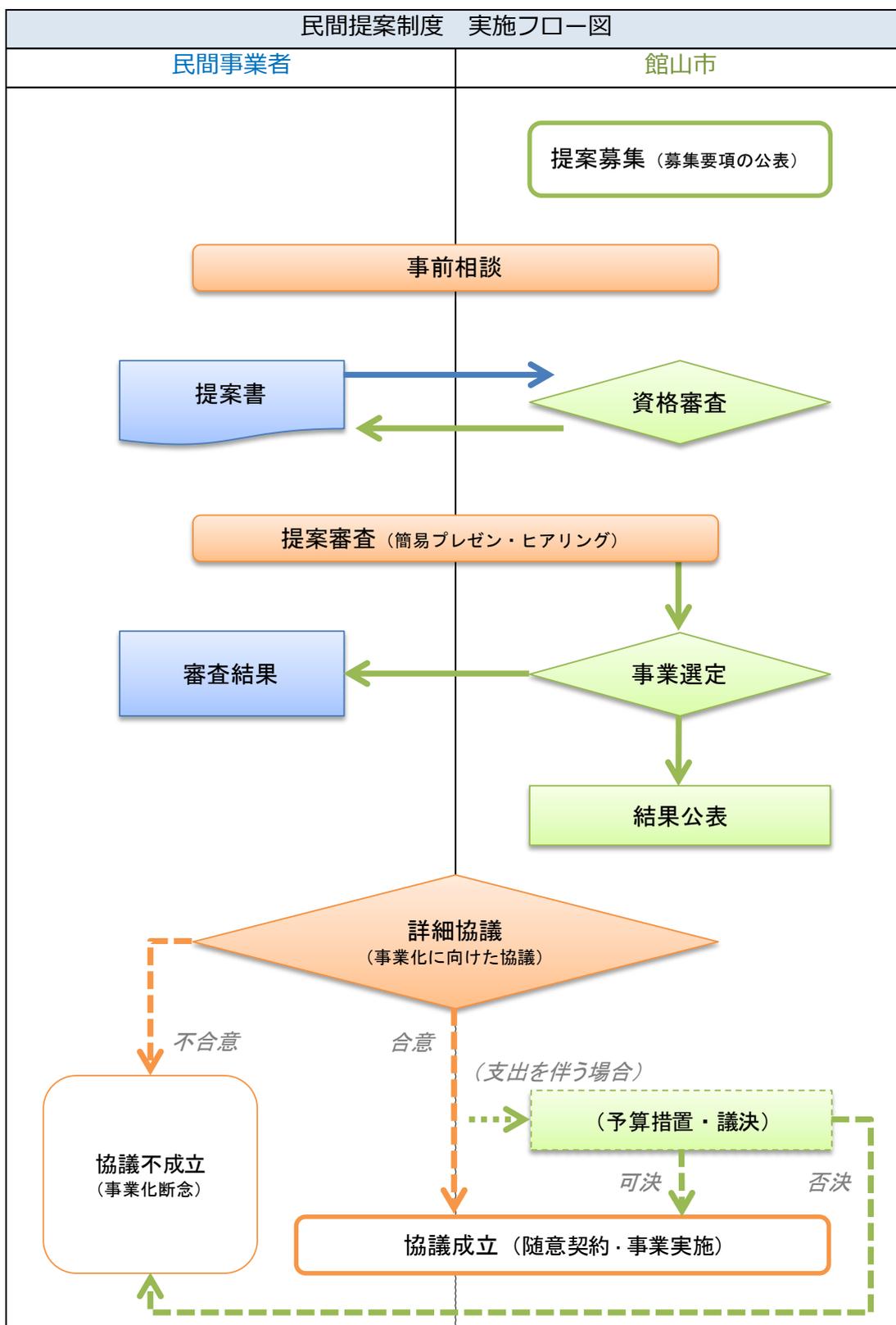
館山市公共施設マネジメント民間提案制度

(2) 制度概要

館山市公共施設マネジメント民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、提案受付期間と提案対象施設を公表した上で、民間事業者等から公共施設マネジメントに資する事業提案を求めます。公益性・独創性等を有する提案を選定し、詳細協議によるブラッシュアップを経て合意に至った場合に、事業化しようとする制度です。

事業化にあたっては、独自のノウハウに基づいた提案内容を民間事業者等の知的財産と捉え、当該事業者と随意契約を締結することを前提とします。

3. 事業実施までの流れ



4. 提案の募集

(1) 提案募集の方法

提案を募集する際は、募集要項に受付期間・参加資格要件・募集内容の要件などを定めることとします。募集要項は、市ホームページ等で公表します。

(2) 受付期間

募集要項の公表から提案書の提出期限までは、事前相談期間も考慮し、2か月程度設けます。

5. 事前相談

(1) 事前相談

事業者による提案内容の検討にあたって、事前相談期間を設定することとします。なお、事前相談の有無は審査に影響しないものとします。

(2) 現地確認

未利用施設の活用を求める場合など、必要に応じて現地確認の機会を設けることとします。なお、運営中の施設を現地確認の対象とする場合は、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

(3) 申込方法

募集要項において、別途定めます。

6. 提案受付

(1) 応募時の提出書類

① 応募書類

- ア 誓約書・参加申込書
- イ 提案者概要書
- ウ 事業提案書

② 提案者に関する書類

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※団体の場合は、規約・決算書など団体の概要がわかる書類

- イ 国税、都道府県税及び市区町村税納税証明書

I 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

II 千葉県内に事業所を有する場合、県税の完納証明書（納税証明書その2）

III 市税完納証明（館山市分）

※「II～III」は館山市内に事業所を有する場合の例であり、館山市外に事業所を有する場合は、事業所のある都道府県及び市区町村の完納証明書を提出すること。

- ウ 財務諸表

（「ア～イ」は、交付から3か月以内のもの。）

※ その他提出書類は募集要項において、別途定めます。

(2) 応募方法

募集要項において、別途定めます。

7. 参加資格要件

(1) 提案者の条件

① 提案者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人又はその他の団体（個人を除く）とします。なお、グループで応募する場合には提案時に全構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

② 提案者は、市やその他関係機関をはじめ、必要に応じて指定管理者や地元住民との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更など、関係者と共に考え、柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 参加資格要件

提案者（グループで応募する場合は全構成員）は、次の事項をすべて満たす必要があります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定及び次のいずれにも該当しない者
 - ア 募集開始の日から起算して、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
 - イ 募集開始の日から起算して、6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法上の更生手続開始の申立て、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法上の再生手続開始の申立て、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がされていない者
- ② 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ③ 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- ④ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がない者
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している者

(3) 応募に関する留意事項

- ① 費用負担
応募に係る経費は、提案者の負担とします。
- ② 提出書類の取扱い・著作権等
 - ア 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
 - イ 市は、提案者の提出書類について提案審査以外で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・工事材料・施工方法・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとしします。
 - エ 提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は市に帰属するものとしします。
- ③ 法令等の遵守
提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとしします。

④ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

ウ 契約締結までの間に(2)に定める参加資格要件を満たさなくなった場合

⑤ その他

応募にあたって必要な事項がある場合は、募集要項において別途定めるとします。

8. 提案内容の要件

(1) 対象とする提案

市の公共施設マネジメントに貢献する事業を対象とし、次のすべてに該当するものとします。

- ① 別に募集要項で定める、対象とする公共施設に関するものであること。
- ② 交渉権者に選定された場合に、市との詳細協議を経て確実に実施できるものであること。
- ③ 原則として、市における新たな財政負担を伴わないものであること。ただし、投資回収ができる根拠が示されるなど、市が新規に予算計上をすべきと判断したもののについては、この限りではありません。

(2) 対象外とする提案

本制度は、民間事業者等の経験やノウハウに基づいた創意工夫を活かした提案を求めることを趣旨としており、次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 単に現在の事業(施設)の廃止に関するもの
- ② 市が導入済みの公民連携事業(指定管理者制度など)について、単にその事業実施者となろうとするもの
- ③ 既存の委託業務等を単に安価で受託しようとするもの
- ④ 市が直接実施している業務を単に受託しようとするもの

(3) 提案内容の事業実施期間

事業の実施期間は、原則として5年以内とし、市との詳細協議が合意に至った期間とします。

ただし、市の公共施設マネジメントや行財政運営に大きく貢献すると考えられる提案で、5年以上の事業実施期間が相当と判断される場合は、この限りではありません。

(4) 提案に関する資金調達・報酬

提案者は、次に定める方法等により資金調達・報酬を得ることができるものとしませんが、詳細は募集要項において別途定めることとします。

- ① 提案による光熱水費・保守費用等の削減相当額の範囲
- ② 提案による広告料収入など
- ③ 提案により予算化した市歳出予算（サービス利用料など）
- ④ 提案に関する国・県等からの補助金など
- ⑤ その他提案に関連して発生する収入

(5) 提案に関する留意事項

- ① 提案内容が、市の公共施設マネジメントに対してどのように、どの程度貢献するのか、明確にすることとします。
- ② 提案者は、提案事業の円滑な実施に向け、市内事業者の提案事業への参画を促すよう努めるものとしします。

9. 審査・選定

(1) 参加資格審査

- ① 応募時の提出書類を基に、参加資格及び提案内容の要件を満たしているか、審査をします。
- ② ①の審査結果を提案者に通知します。また、要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、その提案者には提案審査の日程等を併せて通知します。
- ③ 審査結果についての異議申し立ては、認めないものとしします。

(2) 提案審査

- ① 提案審査会において、有効提案の提案者によるプレゼンテーション・質疑応答を基に、審査を行います。
- ② 審査の結果、事業化に向けた詳細協議を行うことが決定した提案を選定事業とし、選定事業となった提案をした提案者を交渉権者としします。

(3) 選定結果の通知・公表

- ① 提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページ等で公表します。公表する内容は次のとおりとしします。
 - ア 選定された提案：「選定事業名・交渉権者名」
 - イ 選定されなかった提案：「提案事業名」

- ② 選定結果についての異議申し立ては、認めないものとします。

10. 提案審査会（民間提案制度審査会）

(1) 委員構成・役割

- ① 提案審査会は、市の公共施設マネジメントに貢献し、かつ、実現性の高い提案であるか、後述の審査方法等に基づき審査し、選定事業を決定します。
- ② 提案審査会の委員構成等は、館山市指名業者選定等審査会規程（昭和56年訓令第8号）第6条第1号を準用します。
- ③ ②の委員のほか、必要に応じ外部有識者等を委員として加えることができるものとします。
- ④ 提案審査会は、必要に応じて詳細協議の状況報告を求めることができるものとします。
- ⑤ 提案審査会は、詳細協議の結果を受け、随意契約の妥当性と合わせて承認・非承認を決定します。

(2) 審査方法

審査委員は、提案内容ごとに審査項目及び採点基準に基づき採点を行った上で、各々「事業化に向けた詳細協議を行うべきか否か」について評価します。

(3) 選定方法

① 1次選定（絶対評価）

「事業化に向けた詳細協議を行うべき」とした評価が、提案審査当日に参加した審査委員総数の過半数を占めた提案を候補事業とします。

② 競合提案の確認

全ての提案審査が終了後、候補事業において事業内容が競合するか否かの判定を行います。

ア 競合するものがない場合：1次選定結果をもって、選定事業とします。

イ 競合するものがある場合：2次選定を実施します。

③ 2次選定（相対評価）

評価項目の点数について、「審査委員全員の平均点」の得点上位の提案から順位付けを行い、第一位のものを選定事業とします。

※提案の選定にあたり、課題の整理又は課題の解決が必要と判断されたときは、継続協議の決定をする場合があります。

12. 随意契約・事業実施

(1) 随意契約の締結

市と事業実施者は、協議成立後に選定事業の随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

市と交渉権者は、次に定める時点において随意契約を締結します。

- ① 新たな財政支出を伴わないもの：提案審査会の承認後
- ② 新たな財政支出を伴うもの：市議会による予算案の可決後

(3) 事業実施

事業実施者は、契約締結後、責任をもって事業を履行することとします。

13. その他

この運用指針に定めるもののほか、民間提案制度に関し必要な事項は、募集要項等で定めるものとします。